

議員発第 19 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年12月17日提出

提出者	茨木市議会議員
	河 本 光 宏
	岩 本 守
	浜 守 毅
	畑 中 剛
	福 丸 孝 之
	青 木 順 子
	安 孫 子 浩 子
	滝 ノ 上 万 記

茨木市議会議長

友 次 通 憲 様

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（常任委員及び議会運営委員の任期）

第4条 常任委員の任期は2年とし、議会運営委員の任期は1年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。

附 則

この条例は、令和3年1月31日から施行する。